

令和元年度第3回相模原市福祉有償運送運営協議会会議録

次のとおり協議会を開催した。

開催日時	令和元年11月29日(金)午前9時00分～午前11時30分		
開催場所	ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室		
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 (会長)大谷一雄、(副会長)増田國男、滝澤登、春山すみ子、中村方子、佐藤健司、町田紘一、近藤浩行、若林恵子、小泉伸介(代理：田中光)、網本淳 委員14名中11名出席(うち代理出席1名) ・オブザーバー 11名 ・傍聴人 0名 ・事務局 相模原市職員 4名 		
次回開催予定日	令和2年度中(開催日未定)		
問い合わせ先	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 電話：042-769-8355 FAX：042-759-4395 e-mail：shougai-service@city.sagamihara.kanagawa.jp		
会議録	発言記録・要約	要約した理由	長時間の会議で発言記録の作成が困難なため
内容	(は委員、 はオブザーバー、 は事務局の発言) 議題等 (1) 自家用有償旅客運送更新登録申請について ア. 申請団体：特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会 (協議結果) 自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。 (質疑応答) 運転手の平均年齢は。 60～70代である。 平成30年度は車両が14台だが、現在は12台なのか。 ○そのとおり。所有が2台で、その他が持込で計12台である。 資料では、所有1台となっているが。 ○車検証上の法人名義の車両は、2台なので所有2台と申し上げたが、2台の内、1台は、車検証上の使用者は個人であり、福祉有償運送の区分上の所有の車両は、車検証上の所有者ではなく、あくまで使用者で判断すると伺ったので、その様になっている。 車イスの方は、移動が難しく、集まることも難しい。あじさい号は土日		

の利用が出来ないので、車イスの方のために、複数乗車を出来る様に検討はできないのか。

○大きな車だと場合によっては、大型免許が必要であり、当法人では、自宅のドアから目的地までのサービスを大事にしているので、バス方式は形態が違うことから、今のところ考えていない。

合併前の旧市内の方を対象としている様だが、広げる予定はないのか。

○特に緑区方面にボランティアや車両を手配する必要があるが、難しく、将来の課題としてはあるが、当面は出来ない。

イ．申請団体：特定非営利活動法人 津久井福祉会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

運転手の平均年齢は。

○約65歳である。

市社協からの受託事業との住み分けは。

○市社協では、通院等に利用目的が限られており、運行も平日だけのため、それ以外の利用では、当法人の利用になる。

車いす車があるが、車イスの方は、何台まで乗車可能か。

○2名まで可能。

(神奈川運輸支局)車検等の管理はしているか。また、具体的には、どの様に管理しているのか。

○管理している。オイル交換や定期点検も表にまとめて管理している。

平成30年度の車両が17台だが、現在は18台で増台している様だが、資料上分かりやすくして欲しい。

承知した。

ウ．申請団体：社会福祉法人 悠朋会

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

運転手の平均年齢は。

53歳である。

エ．申請団体：特定非営利活動法人 つくいの里

(協議結果)

自家用有償旅客運送更新登録申請について、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

運転手の平均年齢は。

○30代2名、50代1名、60代1名で平均47～48歳である。

30代の方の性別は。

○2名とも女性である。

利用者は、実人数で17名だが、全員グループホーム入居者か。

○そのとおり。グループホームは3箇所あり、三井が5名、又野が6名、中野が6名となっている。

(2) 自家用有償旅客運送新規登録申請について

ア. 特定非営利活動法人 もっくの会

(協議結果)

自家用有償旅客運送新規登録申請、協議の結果、委員の合意が得られ、協議が調った。

(質疑応答)

○前回新規で登録を受けていたが、更新登録の手続きを失念してしまい、秋頃に市から連絡を受けて、有効期限が切れていることを認識した。そのため、今回は更新ではなく、新規の扱いでの申請をさせていただくものとなる。

有効期限はいつまでだったのか。また、期限切れを把握してからは、運行していないということか。

○有効期限は7月19日までであり、市から連絡を受けてからは運行していない。

(神奈川運輸支局)期限切れにも関わらず、運行していた間については、道路運送法違反になり、利用者にも影響が出る話であるので、事業所として適切に管理して欲しい。また、事務局も気を付けていただきたい。

○登録番号について、新たに交付される番号が変わると、車両に貼るマグネットを作成し直さないといけないので、番号を引き継ぐことはできないか。

(神奈川運輸支局)意見としては受けるが、あくまで新規登録申請としての通常の対応となる。

国制度のため簡単ではないが、福祉有償運送の更新は、2年又は3年であり、負担も大きいので、介護や障害福祉サービスの様に5年毎の更新に出来たらよい。

運転者の平均年齢は。

○40代1名、60代1名、70代2名となっている。

資料に昨年度の運送実績が掲載されていないが。

今回は、更新ではなく、あくまで新規登録申請のため、掲載しなかった。

新規といっても、実質、更新登録申請であり、実績を掲載した方がよかったのではないかと。資料はないのか。

この場に資料までは、用意していない。

新規であっても、更新の様に、福祉有償運送の新規登録申請の概要の資料に、輸送実績の欄を初めから設けておけばよいのではないかと。

その様に対応させていただく。

利用料金は、前回と同じか。

- 今年の1月の協議会で、対価の変更の申請をさせていただいているが、今回は更に、人件費の時給分も出ない程、経営が厳しいため、具体的には、迎車回送料を値上げさせていただいている。

前회가どのような料金であったのか、資料がないので分かりづらい。

- 迎車回送料は、前回までは上限を800円としていた。

津久井地域は広いので、利用者によっては、迎車回送料だけで高額にならないかと。

先ほど人件費に充てるため、といった発言があったが、そもそも料金設定の考え方として、実費の範囲内としており、そこには人件費は含めないと聞いているが。

- (神奈川運輸支局)そのとおり。考え方として、人件費は含めないこととしている。

人件費は対象外とのことだが、一般的に福祉有償運送は、運転手等はボランティアなのか。

ボランティア的に実施する事業とは認識している。

他の福祉サービスと兼ねて実施していて、人件費は福祉有償運送としては計上していない場合など、運営方法は様々である。

- 当法人は、他のサービスを実施している訳ではない。人件費は、対象外とのことだが、経営的に大変厳しくどうしたらよいか。事務局も一緒に料金を考えていただきたい。

料金設定は、各団体において決めるものである。

議論がまとまらない様に思われるので、別途、書面協議とさせていただこうと考えるが。

この利用料金で、何も問題ないのではないかと。

- 当法人は相模湖にあるが、駅前にはタクシー乗り場はあるが、タクシー事業者も僅かであり、呼んでも中々来てくれず、乗合タクシーも利用予約がなければ、運行しないこともあり、そうになると、足の不自由な方は当法人のサービスがないと困ってしまう。

営利になっていなければ、利用者のことも考えれば、認めてよいのではないかと。次回更新時に、改めて利用料金の設定を検討でよいかと思う。

その他

今回の協議会での指摘事項については、事務局で対応させていただく。次回協議会は、今年度中は、新規登録申請、対価の変更等の案件が無け

れば開催予定はない。来年度は、3回程度開催予定。

12月の地区民生委員児童委員の改選により、春山委員以外は退任と伺っているため、退任される方について、これまで本協議会の委員として務めていただき感謝申し上げます。

以上